

広島県告示第五百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防を行うサービス事業所	指定年月日
<p>名称 社団法人尾道市医師会</p> <p>主たる事務所の所在地 尾道市栗原東二丁目四―三三</p>	<p>名称 老人保健施設やすらぎの家</p> <p>所在地 尾道市久保町一七―八</p>	<p>平成一九年二月一日</p>
<p>名称 医療法人社団永光会</p> <p>主たる事務所の所在地 福山市南蔵王町四丁目一六―一六</p>	<p>名称 介護老人保健施設せんだの里</p> <p>所在地 福山市千田町二丁目五―五</p>	<p>平成一九年三月一日</p>